額		
額	当期準備金積立額	
	積立限度額	
法律に積）額	（当期中に旧使用済燃料再処理等積立金に関する法律附則第３条第１項の規定により資金管理法人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額	
額	積立限度超過額	

（5）－（6）

」

及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第40号。以下この記載要領において「再処理法改正法」という。）による改正前の」を「使用済燃料再処理等積立金に関する法律」を「旧使用済燃料再処理等積立金に関する法律」と、「租税特別措置法第57条の３（使用済燃料再処理準備金）若しくは」を「再処理法改正法附則第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成28年旧措置法」という。）第57条の３（使用済燃料再処理準備金）、再処理法改正法附則第19条第２項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）若しくは再処理法改正法附則第23条の規定による改正前の」と、「平成17年改正法」を「旧平成17年改正法」と、「租税特別措置法第68条の53（使用済燃料再処理準備金）」を「平成28年旧措置法第68条の53（使用済燃料再処理準備金）、再処理法改正法附則第19条第４項」と改める。

別表十一(十九)の表中

使用済燃料再処理等積立金に関する法律の施行日の使用済核燃料再処理準備金の額

を

平成17年10月１日の使用済核燃料再処理準備金の額

と改め、同表の記載要領中「附則第34条第６項から第14項まで」を「附則第34条第５項から第13項まで」と、「附則第48条第６項から第12項まで」を「附則第48条第５項から第11項まで」に改める。

別表十一の二中「使用済燃料再処理準備金」を削り、同表の記載要領中「附則第34条第６項から第14項まで」を「附則第34条第５項から第13項まで」と、「使用済燃料再処理準備金積立額」を削る。

附　則

１　この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

２　改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

○財務省令第七十三号

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）の施行に伴い、並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第七号及び第八号並びに第十一条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日　　財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十号を削り、同条第四十一号を同条第四十号とし、同条第四十二号から第六十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六十三号中「第六十五号及び第六十七号」を「第六十四号及び第六十六号」に改め、同号を同条第六十二号とし、同条第六十四号を同条第六十三号とし、同条第六十五号から第百二十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第百二十八号を削り、同条第百二十九号を同条第百二十七号とし、同条第百三十号から第百五十号までを二号ずつ繰り上げ、同条第百五十一号中「第百五十三号及び第百五十五号」を「第百五十一号及び第百五十三号」に改め、同号を同条第百四十九号とし、同条第百五十二号を同条第百五十号とし、同条第百五十三号から第百七十一号までを二号ずつ繰り上げる。

様式第一の記載要領第四号の表使用済燃料再処理準備金の項中「第57条の３第１項」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第40号）附則第18条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の３第１項」に改める。

様式第二の記載要領第四号の表使用済燃料再処理準備金の項中「第68条の53第１項」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第40号）附則第18条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の53第１項」と改める。

附　則

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。